

## 林建・異業種連携機械導入支援事業実施要領

### 第1 通則

#### 1 目的

この要領は、林建・異業種連携機械導入支援事業(以下「事業」という。)を実施するに当たり、その適正な執行を期すために、必要な事務処理について定める。

#### 2 事業実施の根拠

事業の実施については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(以下「要項」という。)及び林建・異業種連携雇用創出促進対策事業実施要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 第2 事業の内容等

要項における林業機械のアタッチメント及び別に定める林業機械については、別表のとおりとする。

### 第3 事業実施計画書

#### 1 事業実施計画書の作成

- (1)事業を実施しようとする建設業等異業種が、実施年度に作成する事業実施計画書(以下「計画書」という。)は、別記第1号様式によるものとする。
- (2)建設業等異業種は、計画書の作成に当たっては、要綱第3の1に基づく事業計画との調和を図るものとする。

#### 2 事業計画の承認

- (1)建設業等異業種は、所管の広域本部長(ただし、阿蘇及び球磨地域振興局管内にあっては所管の地域振興局長、県央広域本部管内にあっては上益城地域振興局長とする。以下「本部長等」という。)を経由して知事に提出するものとする。
- (2)要項第4条第1項の承認通知は、別記第2号様式によるものとする。

#### 3 計画書の変更

- (1)要項第5条第1項に規定する変更事由は次に掲げるものとし、事業実施変更計画書(以下「変更計画書」という。)は別記第1号様式を準用する。この場合において、変更計画書の作成については、変更のあった文言は朱書きに、数値は二段書き(上段:変更前、下段:変更後朱書き)とするものとする。
  - ア 補助金額の変更
  - イ 事業内容の変更
  - ウ 事業費目の変更
- (2)前号以外の軽微な変更を必要とする建設業等異業種は、本部長等の指示を受けるものとする。
- (3)要項第5条第2項の承認通知は、別記第3号様式によるものとする。

### 第4 事業の実施に伴う手続

## 1 事業の実施

建設業等異業種は、事業の実施については、要項第4条第1項の承認を受けた計画書に基づいて事業を実施するものとする。

## 2 事業の着手

事業の着手は、補助金の交付決定後に行うものとし、事業に着手した建設業等異業種は、速やかに事業着手届(別記第4号様式)を本部長等に提出するものとする。ただし、補助金交付申請後において、緊急かつやむを得ない事情により補助金の交付決定前に着手する必要がある場合には、建設業等異業種は、補助金交付決定前着手承認申請書(別記第5号様式)を本部長等を経由し、知事に提出し、承認を受けなければならない。

## 3 補助金の交付申請

- (1) 要項第6条第2項第1号の事業計画書は別記第1号様式を準用する。
- (2) 林業機械を購入により導入する経費に係る補助金の請求にあっては、請求書に、直近の購入契約書の写し(契約料金の総額及び消費税等額が明記されているもの)を添付するものとする。
- (3) 要項第8条第2項に定める事業変更計画書は第3の3(1)の変更計画書とする。
- (4) 規則第3条第1項第3号及び要項第6条第1項に定める補助事業等の内容及び経費の配分については、別記第6号様式によるものとする。

## 4 会計経理

- (1) 補助対象事業費の経理は、費目ごとに整理し、他の経理と区分して行うものとする。
- (2) 費目名は、建設機械のアタッチメントを交換して林業用機械とする経費は「交換経費」とし、林業機械を購入により導入する経費は、「購入経費」とする。

なお、補助対象事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にあっては、補助対象事業費が明確にわかるように記載することとする。

## 第5 事業の状況報告

規則第11条及び要項第12条の規定による状況報告書には、別記第7号様式を添付するものとする。

## 第6 事業の完了に伴う手続

### 1 完了届

建設業等異業種は、事業が完了し、しゅん工検査を実施したときは、速やかに事業完了届(別記第4号様式を準用する。)を作成し、本部長等に提出するものとする。

### 2 県の確認検査

本部長等は、前項の規定により事業完了届の提出があった場合は、補助事業の適否について確認検査を行うものとする。

この場合において、建設機械のアタッチメントを交換して林業用機械としたもの又は購入により林業機械を導入したものについては、補助金の収支、契約書及び契約に関する金銭の支払について確認を行うものとし、熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業確認検査要領に基づいて検査を行うものとする。

## 第7 事業実績の報告

要項第13条に規定する実績報告書は、別に定める期限までに作成の上本部長等へ提出

するものとし、本部長等は実績報告書に確認検査調書(別記第8号様式)を添付して知事に提出するものとする。

要項第13条第2項に定める事業実績書は、別記第1号様式を準用するものとする。

## 第8 補助金等の請求

規則第16条及び要項第15条第2項の規定による補助金等の概算払請求には、出来高調書(別記第9号様式)を添付するものとする。

## 第9 事業完了後の機械の管理

### 1 機械の管理

アタッチメントの交換又は林業機械の購入により取得した機械は、常に良好な状態で管理し、その目的に沿って最も効率的な運用を図るものとする。

また、管理の状況を明確にするため、機械の種類、型式、取得価格、所在及び取得年月日を記載した台帳を備えるものとする。

### 2 機械の標示

アタッチメントの交換又は林業機械の購入により取得した機械は、その取得年度等を明らかにするため、事業名、導入年度、建設業者名等を見やすい箇所に標示すること。

### 3 管理主体

機械の管理は、原則として、建設業等異業種がこれを行うものとする。ただし、建設業等異業種が直接管理することが不適當な場合には、その機械の取得目的の達成に適した団体にこれを管理させることができるものとする。この場合において、建設業等異業種はその旨を本部長等を経由し、知事に届け出て、その指示を受けるものとする。

### 4 処分等の取扱い

建設業等異業種は、アタッチメントの交換又は林業機械の購入により取得した機械について耐用年数を経過する以前に処分(取得の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供することをいう。)しようとするときは、その旨を別記第10号様式により本部長等を経由し、知事に届け出て、その指示を受けるものとする。

なお、耐用年数経過後の処分についても、別記第10号様式を準用し、本部長等に届け出るものとする。

### 5 災害の報告

(1)機械が天災その他の災害を受けたときは、その機械を取得した建設業等異業種は、遅滞なく、その旨を本部長等に届け出るものとする。

(2)本部長等は、前号の届出があった場合は、減失又はき損の原因、被災程度、損害見積価格、復旧見込額、被災において講じた暫定措置及び防災・復旧措置等について調査確認するとともに、調査意見及び被災写真等を付して、別記第11号様式により知事に報告するものとする。

### 6 林業機械購入に係る中古機械の取扱い

中古機械を購入する場合は、安全性及び使用管理上、問題がないものであり、販売会社等の鑑定書又は証明書等を提出できるものに限り補助対象とする。なお、中古機械の購入に係る補助対象事業費は、再取得価格(中古機械と同じ新品のものを取得する場合のその取得価格)から法定耐用年数の減価償却費を控除した残存価格を上限とする。また、耐用年数を超えた中古機械の購入及び個人からの中古機械の購入は補助の対象外とする。

## 附 則

- 1 この要領は、令和元年6月5日から施行する。
- 2 熊本県林建連携林業機械導入支援事業実施要領(平成28年10月24日施行)は廃止する。
- 3 この要領は、令和3年4月22日から施行する。

別 表

補助対象経費	対象機械
建設機械のアタッチメントを交換して林業用機械とする経費( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロセッサ</li> <li>・ハーベスタ</li> <li>・フェラーバンチャ</li> <li>・グラップル</li> <li>・スイングヤーダ</li> <li>・スキッド</li> </ul>
林業機械を購入により導入する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自走式搬器</li> <li>・林内作業車</li> <li>・チェーンソー</li> <li>・刈払機</li> <li>・その他森林整備・素材生産事業に必要な機械(建設業機械を素材生産活動等の用に供する目的で、付属機械を購入する場合も含む)</li> </ul>

建設機械のアタッチメントを交換して林業用機械とする経費とは、林業用アタッチメントを購入により取得し、既存の建設業用機械のアタッチメントと交換する経費で、機械購入費及びその取付費用の合計から消費税等相当額(補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を除いた額とする。

年度(            年度)

林建・異業種連携機械導入支援事業事業実施(変更)計画書  
【交換経費】(【購入経費】)

申請者名	
計画作成年度	年度(            年度)

添付資料    別添1  
                 別添2

- 【消費税納付の状況】
- (    ) 免税事業者
  - (    ) 簡易課税制度を選択適用している納税事業者
  - (    ) 本則課税制度を選択適用している納税事業者

林業機械購入の場合は、文中「【交換経費】」を「【購入経費】」と書き替えて作成すること。  
不要な文字は、削除すること。

別添1

		作成日	
(1) 事業の内容			
林業用アタッチメント購入額の総額(林業機械購入額の総額)		円	
上記のうち、消費税額		円	

(2) 経費の配分								
購入予定の機械	番号	商品名	数量	事業費(円)	県補助金(円)	申請者負担(円)	その他(円)	備考
	合計				0	0	0	0

上記物件の選定理由							
林建・異業種連携における役割							
事業目標値	計画策定時の (単位)	目標 (単位)	増加量	左記には「素材生産量(m <sup>3</sup> )」、「素材生産性(m <sup>3</sup> /人・日)」、「林道延長(m/ha)」、「路網密度(m/ha)」、「素材生産搬出量(m <sup>3</sup> )」のいずれかを記載すること。			
			0				

購入額については、購入しようとする製造又は販売会社からの見積額を記載する。  
 原則として、見積書は複数者(3者以上)から徴取し、全ての見積書の写しとあわせて購入予定機械の規模等が分かるカタログ又は仕様書を添付すること。  
 林業機械購入の場合は、表中「林業用アタッチメント購入額の総額」を「林業機械購入額の総額」と書き替えて作成すること。  
 「その他」欄に記載がある場合は、その内容を備考欄に記載すること。  
 「上記物件の選定理由」欄は、物件の数量・性能の必要性を明記すること。  
 「林建・異業種連携における役割」欄には、森林組合等との協定において、本事業が果たす役割について明記すること。  
 「事業目標値」欄で、山土場から製材工場などへ木材搬出を目的とした林業機械の購入は、「素材生産搬出量(m<sup>3</sup>)」について記載すること。  
 「計画策定時の (単位)」欄で、「素材生産量(m<sup>3</sup>)」又は「素材生産搬出量(m<sup>3</sup>)」を記載した場合の数値は、直近3ヵ年の素材生産量等の平均値とする。ただし、実績が3ヵ年に足りない場合は単年度でも可とする。また、実績が無い場合には数値を0とする。なお、素材生産量と素材生産搬出量の直近3ヵ年の実績が確認できる資料を添付すること。  
 事業実績書として準用する場合は、表中「購入予定の機械」を「購入機械」と書き替えて作成すること。  
 不要な文字は、削除すること。

別添2

(2) 事業内容の詳細

事業名	事業費目	地区名	申請者名	番号	購入(予定)機械	型式	数量	事業費			工期		契約(予定)業者	備考
								県補助金	申請者負担	その他	着手(予定)年月日	施行(予定)年月日		
林建・異業種連携機械導入支援事業	交換経費(購入経費)													
合計								0	0	0	0			

地区名欄には、林建・異業種連携雇用創出促進対策事業で選定された地区名を記載すること。

林業機械購入の場合は、表中「交換経費」を「購入経費」と書き替えて作成すること。

事業実績書として準用する場合は、表中「購入(予定)機械」を「購入機械」、「契約(予定)業者」を「契約業者」と書き替えて作成すること。

不要な文字は、削除すること。

別記第2号様式（実施要領第3-2-(2)関係）

第 号  
年 月 日

（申請者名）

熊本県知事 氏名 印

年度（ 年度）林建・異業種連携機械導入支援事業計画承認通知書  
年（ 年） 月 日付け 第 号で申請のありました林建・異業種連携  
機械導入支援事業計画については、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第4条第1項及び林  
建・異業種連携機械導入支援事業実施要領第3の2の（2）の規定により承認しましたので、通  
知します。

別記第3号様式（実施要領第3-3-(3)関係）

第 号  
年 月 日

（申請者名）

熊本県知事 氏名 印

年度（ 年度）林建・異業種連携機械導入支援事業計画変更承認通知書  
年（ 年） 月 日付け 第 号で申請のありました林建・異業種連携  
機械導入支援事業変更計画については、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第5条第2項及  
び林建・異業種連携機械導入支援事業実施要領第3の3の（3）の規定により変更を承認しまし  
たので、通知します。

別記第4号様式（実施要領第4 - 2及び第6 - 1関係）

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
(補助事業者)  
氏 名

事業着手(完了)届  
年( 年) 月 日付け林振第 号で交付決定のありました 年度  
( 年度)林建・異業種連携機械導入支援事業について、下記のとおり着手(完了)しましたので報告します。

記

交 付 決 定 日	年 月 日
事 業 費 目	
着 手 日	年 月 日
完 了 ( 予 定 ) 日	年 月 日
事 業 費	円
交 付 決 定 額	円
事 業 内 容	

(注) 不要な文字については、抹消して使用すること。

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
(申請者)  
氏 名

年度（ 年度）林建・異業種連携機械導入支援事業補助金交付決定  
前着手承認申請書  
年（ 年） 月 日付け林振第 号で承認のありました事業計画について、  
別紙理由により交付決定前に着手したいので、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条及  
び林建・異業種連携機械導入支援事業実施要領第4の2の規定により申請します。

1 着工の計画

事業費目	
着手日	年 月 日
完了（予定）日	年 月 日
事業費	円
事業内容	

2 着工の条件

- (1) 交付決定を受けるまでの期間内に天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、事業主体が負担する。
- (2) 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定に達しない場合においても異議がない。
- (3) 当該事業については、着工から交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わない。

別記第6号様式(実施要領第4-3-(4)関係)

2 事業の内容及び経費の配分

事業種目	事業内容	事業量 (台数等)	総事業費 (A)+(B)+(C) (円)	経 費 内 訳			予定工期 着手着工 年月日 着手竣工 年月日	備 考
				県補助金 (A) (円)	申請者負担 (B) (円)	その他 (C) (円)		
林建・異業種連携機械導入支援事業	購入経費							
	小計							
	交換経費							
	小計							
合 計								



## 確 認 検 査 調 書

事 業 名	年度(      年度) 林建・異業種連携機械導入支援事業
事 業 実 施 主 体	
事 業 費 ( 補 助 金 額 )	円 (                      )円
交 付 申 請 年 月 日	年(      年) 月 日
交 付 決 定 年 月 日	年(      年) 月 日
交 付 決 定 番 号	
事 業 着 手 年 月 日	年(      年) 月 日
事 業 完 了 年 月 日	年(      年) 月 日
完 了 検 査 年 月 日	年(      年) 月 日
検 査 立 会 人	
<p>検査所見</p> <p>上記事業を検査した結果、関係規則に照らし適正に実施されていると認められます。</p> <p style="text-align: center;">年(      年) 月 日</p> <p style="text-align: center;">所 属</p> <p style="text-align: center;">検査員 職・氏名 (署名又は記名押印)</p> <p>熊本県知事                      様</p>	



第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
(申請者(届出者))  
氏 名

年度( 年度)林建・異業種連携機械導入支援事業により取得した  
機械の処分について

年度( 年度)林建・異業種連携機械導入支援事業により取得した機械について、  
下記のとおり処分したい(した)ので、林建・異業種連携機械導入支援事業実施要領第9の4の  
規定により申請します(届け出ます)。

記

1 処分しようとする(した)理由

2 処分の内容

(1) 取得施設

取得年月日	処分機械	型式	数量	事業費	補助金

(2) 処分計画(実績)

処分内容	処分予定日	処分の相手方	処分経費	残存簿価	備考

処分内容は、目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保のいずれかを記載すること。

(注) 不要な文字については、抹消して使用すること。

熊本県知事 様

広域本部長

年度（ 年度）林建・異業種連携機械導入支援事業により取得した  
機械の被災報告について

年度林建・異業種連携機械導入支援事業により取得した機械が により被災したの  
で、林建・異業種連携機械導入支援事業実施要領第 9 の 5 の（ 2 ）の規定により報告します。

記

1 被災した機械の概要

- ( 1 ) 管理者名
- ( 2 ) 機械名
- ( 3 ) 型式
- ( 4 ) 数量
- ( 5 ) 事業費
- ( 6 ) 補助金
- ( 7 ) 取得日

2 災害の概要

- ( 1 ) 被災場所
- ( 2 ) 被災原因 例) 年 月 日 ( ) 午後 時 分、台風 号により  
転倒・破損  
( 気象台発表 m / S 瞬間風速 )
- ( 3 ) 被災程度 例) 転倒により ( 機械名 ) の 部分が破損し、稼動不可。
- ( 4 ) 被災額

3 復旧計画等

- ( 1 ) 講じた応急措置
- ( 2 ) 復旧計画
  - ア 計画内容
  - イ 復旧見込額
  - ウ 復旧時期

4 その他（被災写真等）